

○唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成22年6月8日

告示第177号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、唐津市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び協議する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画の進捗状況及び成果の点検並びにその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のため、市長が必要と認めること。

(平30告示172・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体のなかから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(平29告示95・一部改正)

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域交流部男女共同参画課において処理する。

(平24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172・令4告示123・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第169号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第172号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第123号)

この要綱は、告示の日から施行する。